（組織等）

第十三条　本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2　本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3　自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　総務大臣
二　文部科学大臣
三　厚生労働大臣
四　経済産業大臣
五　環境大臣
六　内閣官房長官
七　国家公安委員会委員長
八　前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4　前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（自転車の日及び自転車月間）

第十四条　国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2　自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3　国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

（表彰）

第十五条　国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（法制上の措置）

第二条　政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（検討）

第三条　政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（自転車道の整備等に関する法律の一部改正）

第四条　自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「市町村である」及び「市町村道であつて」を削り、同条第二項中「市町村である」を削る。

（国土交通省設置法の一部改正）

第五条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

第四条第一項第百十七号の次に次の一号を加える。

百十七の二　自転車活用推進計画（自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

第二十七条第二項中「小笠原総合事務所」を「小笠原総合事務所　自転車活用推進本部」に改める。

第三章第三節中第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（自転車活用推進本部）

第二十九条の二　自転車活用推進本部については、自転車活用推進法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

政　令

財政制度等審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十八号

財政制度等審議会令の一部を改正する政令

内閣は、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　平成二十九年一月五日に第四条第一項に規定する任期が満了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、同年三月三十一日までとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三